

(土石流被害の防止による評価)

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	甲州市	塩山	牛奥	地区名	嵯峨塩(さがしお)	事業主体	山梨県
(1)事業概要								妥当	妥当でない
①課題・背景 本計画箇所は、甲州市塩山牛奥地区に流入する一級河川日川上流に位置している。近年の集中豪雨により溪流の荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。								①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当	
②整備目標・効果 □主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家6戸 県道2000m 緊急度・危険度 12 ≧ 10 点 ※ 被害軽減額 367 ≧ 340 百万円 ※ (※評価基準値)								②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備	
□副次目標								③経済妥当性 費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 1.83 > 1.0 ・便益(B) = 266 百万円 ・費用(C) = 145 百万円	
□副次効果								④事業実施・規模の妥当性 ・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダム計画はない	
(2)整備内容と整備量 ①整備内容 谷止工4基 山腹工0.10ha ②整備期間 平成25年度～平成27年度 ③総事業費 150百万円(国費70百万円(1/2) 県費80百万円)(1/2) ④全体計画 平成25年度 谷止工2基 65百万円 平成26年度 谷止工1基 45百万円 平成27年度 谷止工1基 山腹工0.10ha 40百万円 ⑤規整備内容・期間・事業費 昭和55年度 谷止工1基 15百万円 昭和56年度 谷止工1基 13百万円								⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効	
(3)事業の妥当性評価 ⑥環境負荷への配慮 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する								⑦事業計画の熟度 ・地元甲州市より強い要望あり	
<妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断								(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 2 優先度評価: I	
(5)総合評価 ・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施								○	
【事業位置図等】 省 略									